

## 児童扶養手当 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための対応について

児童扶養手当の認定請求(申請)や各種届出等については、通常、窓口に来庁いただいた手続きをお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、当面の間、原則郵送による受付としています。

これから児童扶養手当の受給を希望される方、すでに児童扶養手当の受給資格をお持ちで届出(例:住所変更、資格喪失等)等が必要な方は、以下の注意点をよくお読みいただいた上で、事前にお電話でお問い合わせください。

### 【郵送による手続きをする場合の注意点】

- ・児童扶養手当の認定請求や届出等に必要な書類は、個別の状況に応じて異なります。状況をお聞きしてから必要書類のご案内をいたしますので、**必ず事前に電話でお問い合わせください。**
- ・すでに必要書類のご案内までお済みの方についても、郵送による手続きが可能ですので、お電話でご相談ください。
- ・認定請求及び額改定請求(増額)に関する**相談には、お時間がかかります。**お時間に余裕を持ってお問い合わせください。
- ・認定請求を郵送で行う場合、**認定請求日は認定請求書等がこども課に到着した日となります。ただし、認定請求時に必須の書類(戸籍等)が不足していたり、不備がある場合は、それらの書類が不備なく揃った日となります。**
- ・郵送いただいた添付書類に**不足・不備がある場合は、追加のご提出や確認をお願いします。**また、状況によっては、後日の面談や対面による手続きが必要となる場合もありますので、ご了承ください。
- ・こども課へ書類を郵送する際の費用は、**ご自身の負担**となります。また、**郵送事故による不着や遅延等の責任は負いかねます。**ご心配な方は、**特定記録や簡易書留等での郵送をお勧めします。**
- ・郵送やお電話でのやり取りのため、お手続き完了まで通常よりお時間がかかることが見込まれますので、ご了承ください。

### 【郵送による手続きのおおまかな流れ】

※以下は、認定請求の場合を例に取っています。その他のお手続きについては、一部異なる部分がございます。

